

高活協通信(2025 年 10 月号)

発行：一般社団法人 高齢者活躍支援協議会

<http://www.agenomics.org>

◆◆◆高活協ニュース◆◆◆

■高活協通信 10 月号をお届けいたします

■本日 10 月 1 日は「生涯現役の日」です。

高活協の HP にも載っていますが、毎年 10 月 1 日は、「生涯現役の日」です。HP の「生涯現役の日」をクリックしていただくと、右から二つ目にある「制定趣旨」に、制定に至った考え方、また「記念日過去の活動」のところに、「生涯現役の日」を 2018 年に制定し、元慶応義塾長 清家 篤さんと 東京大学高齢社会総合研究機構特任教授の 秋山 弘子さんのお二人に制定したことを厚生労働省で記者会見したときの写真などが紹介されています。

制定趣旨にある、「少子高齢化の進む中で、人々を年齢によって一律に、「学ぶ世代」、「働く世代」（＝支える世代）、「引退する世代」（＝支えられる世代）、に分けてしまう時代から、年齢にかかわらず老若すべての世代が、それぞれの状況に応じて、「学べる」、「働ける」、「休める」時代が変わっていかなくてはなりません。人生 100 年時代、それは、平均寿命だけではなく、健康寿命、そして職業寿命や資産寿命なども延び、青年期から壮年期を経て高齢期まで、すべての世代が自立して活躍できる社会、すべての世代が何らかの役割を持って支え合う社会、すなわち生涯現役社会が到来する時代なのです。」という考え方をこれからも実現できるような取り組みを高活協として継続、発展させていきたいと思えます。

■「高年齢者の労働災害防止のための指針」の策定

9 月 5 日に開催された「第1回高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会」の中で、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の概要」が説明され、その中で、「高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。」ことが発表されました。

資料は、<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001557878.pdf> をご参照ください。

現在は、厚労省が策定した「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく事業者の自主的な取組が行われているところですが、この取り組みについて、厚労省は「進んでいない」との評価をしています。その背景として、同省は、「自社の 60 歳以上の高年齢労働者」

働者は健康である」と回答した事業者が約半数近くあり、身体機能の低下による労働災害へのリスクへの理解が進んでおらず、その結果そのような労働災害の防止のための取組が行われないことで、労働災害の防止に歯止めがかからない状況となっていると考えられる。」と分析しています。(同検討会資料 p.27)

検討会資料の中では、加齢に伴い、労働災害の発生率が急激に増加すること 特に事故類型としては、墜落・転落・転倒等の事故発生比率が、高齢者では若年層と比較して、著しく高いこと。中でも、転倒事故については、女性では60歳以上の発生確率は20代と比較して、約20倍にも上ることが紹介されています。

加齢による身体機能の低下による労働災害リスクの増加として、同報告書では、3つの具体的事例を紹介していますが、それらは

- ケース1) 60代の経験9ヶ月の女性が、工場の作業場で、水を撒いて清掃していた → 濡れた床で、足をすべらせ転倒 → 右手をつき、骨折 (休業見込期間6ヶ月)
- ケース2) 70代の経験年数1年の女性が、商品の陳列作業中に、店内の別の売場に商品を取りに行こうとして、床に足を取られ、何も無いところでつまずき、転倒 → 右ひざを床に強打し、骨折 (休業見込期間は、2ヶ月)
- ケース3) 60代経験年数3年の男性が不点灯の蛍光灯を交換するため、脚立を用いて作業していたところ、 → ステップで足を踏み外し、転落 → 右足を床面に強打し、捻挫 (休業見込は1ヵ月)

ケース3は、頭部を打ち付けたりすれば死亡事故にもつながりかねない事例と言えます。転倒・転落などを防ぐためには、職場環境の整理整頓も大事ですが、あわせて、日ごろから良く歩くなどの運動習慣をつけることで、下半身を鍛えるということも必要です。私、村関の勤める(株)高齢社でも労働災害は、ほぼ全てが、転倒事故によるものですので、入社時研修での説明や、毎月私から送る一斉メールの中でも折に触れ注意喚起と運動習慣をつけることをお願いをしております。

今回の厚労省の指針策定は、今までエイジフレンドリーガイドラインとして任意の取組を事業者に求めていたものを、努力義務化し、法律の網の中で考えて行こうとするもので、国が本気になって取り組みだしたということになるでしょう。

◆◆◆「高齢者就労関連サイト」紹介コーナー◆◆◆

■高齢者雇用の総合誌『エルダー』のご紹介

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)が発行する高齢者雇用の総合誌「エルダー」に関する情報は、下記のURLからご覧いただけます。

[啓発誌「エルダー」 | 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 \(jeed.go.jp\)](http://jeed.go.jp)

9月号のエルダーは、「多様で柔軟な勤務制度を整備し、生涯現役で働ける職場づくり」を紹介しております。高齢者の方々の働き方に対する希望をうかがうと、「家から30分くらいで自転車で通えるような場所

で働きたい」とか、「週 5 日のフルタイムでなく、週に 3 日～4 日くらい働きたい」とか、「午前中だけの勤務、午後だけの勤務がしたい」といったような様々なご要望が寄せられます。同じ企業で働き続けているとなかなかこうした要望全部にお答えすることは難しいのかもしれませんが、今回のエルダーではそうした高齢者の働き方について、大変分かりやすく説明しておりますので、参考になります。

派遣社員などの場合は、働き方をフレキシブルに設定することもできますので、高齢者に働いていただくには適しているとも考えています。

◆◆◆高活協主催/共催イベントの紹介◆◆◆

■これまで高活協が主催した(共催含む)イベントの報告書/記録集

過去に高活協が主催・共催したイベント(シンポジウム、セミナー/フォーラム)の報告書や記録集は、高活協ホームページの「高活協アーカイブ」ボタンをクリックしてご覧になれます。(ホームページは下記 URL)

<http://www.agenomics.org/>

◆◆◆高活協会員関連イベント等のご紹介◆◆◆

1. JEED(高齢・障害・求職者雇用支援機構)主催

(1) 高齢者活躍企業フォーラム 高年齢者活躍企業コンテスト表彰式

10 月 3 日(金) 会場 ベルサール神田

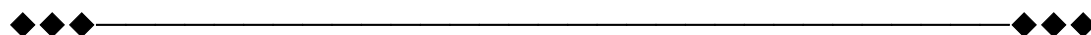
申し込みは、https://e-tumo.jeed.go.jp/jeed-service-u/offer/offerList_detail?tempSeq=306 より

同日のライブ配信もお申込みいただけます。

(2) 生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム

①10 月 16 日(木) これからのキャリア形成支援 申し込みは https://e-tumo.jeed.go.jp/jeed-service-u/offer/offerList_detail?tempSeq=307 より

②10 月 24 日(金) シニア社員を活性化するための人材マネジメント 申し込みは https://e-tumo.jeed.go.jp/jeed-service-u/offer/offerList_detail?tempSeq=308 より



配信先メールアドレスの変更をご希望の方、また配信が不要な方は高齢者活躍支援協議会・事務局までご連絡ください。

本通信に対するご意見やご感想をお聞かせください。

また、本通信に掲載してほしい情報等がありましたら、ぜひご連絡ください。

一般社団法人高齢者活躍支援協議会

〒101-0021 千代田区外神田 3-6-4 OSビル 5F 高齢社内 HP: <http://www.agenomics.org>